

都道府県並びに政令指定都市における教員研修体系に関する考察

A Study of Teacher Training Systems in the Educational Committees of Prefectures and Ordinance-designated Cities of Japan

加藤 久佳*

KATO Hisayoshi

Abstract

The purpose of this study is to inspect the conditions of teacher training and to analyze the situation of the training systems run by the educational committees of prefectures and ordinance-designated cities in Japan, and its accordance with research of educational issues and the research into the training system created by The National Federation of Educational Research Institutes. With the increase of new teachers, the establishment of appropriate training systems for teachers has become more important.

The first conclusion of this study, is that training based on the degree of teaching experience is well established in practice, and is in accordance with laws which regulate first-year and eleventh-year teachers' training programs. However, a small part of the training for teachers who have more than twenty years' experience needs to be improved. Furthermore, in half the educational committees in prefectures and ordinance-designated cities in Japan, the training for teachers-with two or three years experience, is inadequate.

On the other hand, it is obvious that the prefectural boards of education have made efforts to improve the system for renewing teachers' certification. A very positive improvement achieved in Iwate Prefecture is worthy of note.

The second of conclusion of this study, is that the training for principals and vice-principals is well established in all parts of Japan. However, improvements to the training systems for senior teachers who are expected to become administrative staff or mentors in the schools, is needed because of the paucity of training opportunities. However the training systems for curriculum coordinators have been improved. On the other hand, training systems for head teachers, who deal with guidance, counseling or other issues, are inadequate.

The third of conclusion of this study, is that the systems for sending supervisors to schools and open training curriculums on Saturdays are well established and meet the needs of teachers in most parts of Japan.

I hope this report will make a positive a contribution to the improvement of teacher training systems in the educational committees in Japan.

* 教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

はじめに

現在、中央教育審議会では、平成 22 年 6 月の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の諮問を受け、新たな教員養成・教員免許制度の在り方、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保證するしくみの構築、教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくり、の 3 点について検討している。新たな教員養成の時代を迎え、任命権者である都道府県並びに政令指定都市（以下「都道府県政令市」という。）教育委員会には、その対応のための基盤整備が求められている。

従前から、教員研修に関しては中央教育審議会並びに教育職員養成審議会で提言がなされてきた。昭和 53 年 6 月の中教審答申「教員の資質能力の向上について」、昭和 62 年 12 月の教養審答申「教員の資質能力の向上方策等について」では、教員経験年数を指標とした教員研修の体系的な整備を求める方針を提言した。そして、これに加え、平成 11 年の教養審「養成と採用・研修との連携の円滑化について（第 3 次答申）」では、教員の個性やニーズに応じた研修の必要性に重点が置かれ、校内研修を教師の力量向上策として重視する考え方を示した。また、平成 14 年の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」は、「教職経験 10 年を経過した教員に対し、勤務成績の評定結果や研修実績等に基づく教員のニーズ等に応じた研修」を新たに構築することを提言した。そして、平成 18 年の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」は、特に 10 年経験者研修について、「更新制の導入との関係で、更なる指導力の向上や、得意分野づくりに重点を置いた研修としての性格をより明確にする」とした。

これらの提言に基づき、各都道府県政令市教育委員会では、時代の変化と課題に対応し、教員研修の体系整備とその実施に取り組んできた。しかし、その取り組みは様々である。全国教育研究所連盟（以下「全教連」という。）では、毎年、加盟機関である全国の都道府県政令市立の教育研究所・教育センターを対象に教育課題調査を実施し、教員研修の実施状況や課題を把握するとともに、その結果の提供に努めてきた。平成 22 年度は、従来の調査に加え、「都道府県・指定都市研修体系調査」並びに「都道府県・指定都市経験者研修日数調査」を実施した。巻末の資料 1 「研修体系表」と資料 2 「経験者研修等日数表」に、その調査結果を示した。

新たな教員養成の体制づくりを迎え、これまでの各都道府県政令市教育委員会の取組と現状を整理・分析・評価し、全国の教育関係機関で共有することが、適切で速やかな教員養成体制の確立に寄与すると信じる。全教連調査の結果から、全国の都道府県政令市における教員研修の実施状況について分析し、新たな教員養成の時代に向けた基盤整備の現状を探る。

1. 経験年数に応じた研修の実施状況

(1) 法定研修以外の経験年数に応じた研修

図 1-1 の①は、法定研修以外の経験年数に応じた研修について、資料 1 をもとに、経験年数ステージ別に都道府県政令市の実施割合を表したグラフである。ここでは、経験年数ステージとして、初任者研修を修了し正式採用となった直後の「2 年目～3 年目」、校務を含め一通りの教職経験を積んだ「4 年目～6 年目」、十年経験者研修前の「7 年目～10 年目」、中堅教員としての「12 年目～20 年目」、ベテラン教員としての「21 年目～30 年目」、それ以降の「31 年目以降」に分けた。

2 年目～3 年目の教員を対象とした研修を実施している都道府県政令市は 52%（34 件）、4 年目

～6年目が92%（61件）、7年目～10年目が5%（3件）、12年目～20年目が30%（20件）、21年目～30年目が21%（14件）、31年目以降が6%（4件）となっている。なお、5～15年目のように対象経験年数に幅を持たせている場合は、4年目～6年目、7年目～10年目、12年目～20年目の経験年数ステージのすべてにカウントしている。また、岩手県と鳥取県の年齢別の研修はカウントしていない。

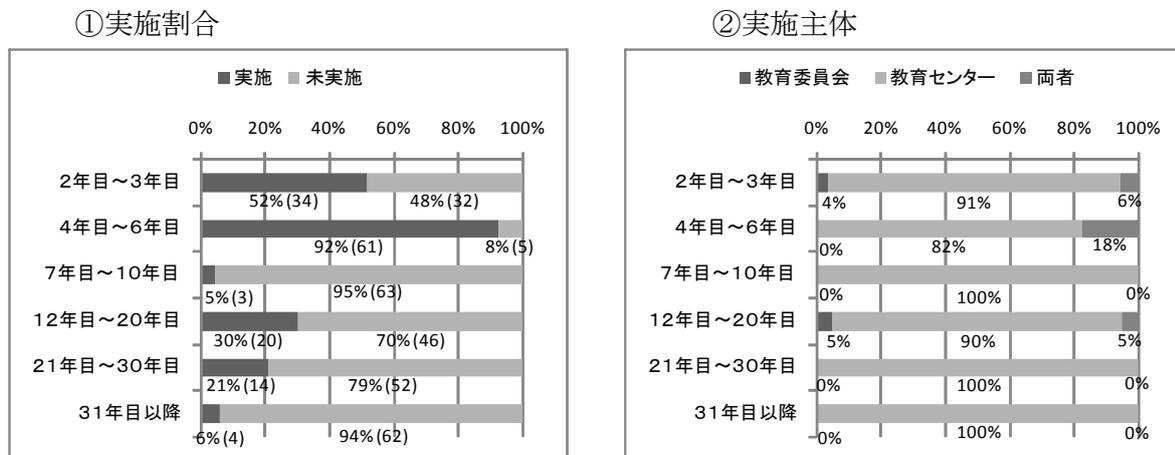
昭和62年の教養審答申に提言された初任者（初任者研修）、5年程度、10年程度（十年経験者研修）、20年程度といった体系整備の視点からみると、20年程度の実施が少ない状況である。また、若手教員の育成が重要視されている現在、2年目～3年目が5割を超えているとはいえ、十分な体制が整備できているとはいえない状況である。

図1-1の②は、経験年数ステージ別に、研修の実施主体の割合を示したグラフである。

2年目～3年目研修では、教育委員会事務局が4%、教育センターが91%、両者が6%となっており、4年目～6年目はそれぞれ0%、82%、18%、12年目～20年目は5%、90%、その他の経験年数ステージではすべて教育センターが実施主体となっている。経験年数に応じた教員研修の実施主体が教育センターに位置づけられていることが明確に表れている。

岩手県では34歳、44歳、54歳の年齢別の研修を実施しているが、これは教員免許更新制とリンクさせた経験者研修の新たな体系化の一例といえる。教育センターが免許更新研修を積極的に研修体系に位置付けて展開しており、今後の動向に注目したい。

図1 経験年数に応じた研修の実施状況



(2) 法定研修

資料2から、初任者研修並びに十年経験者研修の実施状況をみる。

1) 初任者研修

校外研修については、最大実施日数は27日、最小実施日数は10日、平均実施日数は22.9日である。実施機関については、教育委員会事務局が12（18%）、教育センターが65（98%）、事務局が30（45%）、市町村が28（42%）である。なお、日数に幅を持たせているところは最小値をとった。また、宿泊研修を実施している都道府県政令市は55（83%）で、最大が5日、最小が2日、実施平均が3.5日である。

校内研修については、最大が300時間、最小が120時間、実施平均が250.5時間である。

2) 十年経験者研修

校外研修については、最大実施日数は25日、最小実施日数は9日、平均実施日数は12.6日である。また20日以上実施している都道府県政令市は沖縄県（25日）だけである。

このうち、教科等による選択受講を除いた必修の共通受講の最大実施日数は18日、最小実施日数は2日、平均実施日数は8.4日である。また、宿泊研修を実施している都道府県政令市が3（5%）あり、最大が3日、最小が1日である。共通受講の実施機関については、教育委員会事務局が4（6%）、教育センターが64（97%）、事務局が19（29%）、市町村が8（12%）である。

選択受講については62（94%）の都道府県政令市が実施しており、最大実施日数は13日、最小実施日数は1日、平均実施日数は4.5日である。宿泊研修を実施している都道府県が1（2%）ある（静岡県）。選択受講の実施機関については、教育委員会事務局が4（6%）、教育センターが52（79%）、事務局が8（12%）、市町村が4（6%）である。

校内研修については、都道府県政令市の62（94%）が実施しており、最大実施日数は20日、最小実施日数は10日、平均実施日数が17.3日である。

ここで、教員免許更新制度が導入される以前の平成20年に国立教育政策研究所が実施した調査と比較すると、校外研修の実施日数は、20日以上実施している都道府県政令市が14から13減少し、平均実施日数は17.1日から4.5日減少している。これは、十年経験者研修と免許更新研修の両研修を適切に実施するための研修日程重複回避の方策であると推測される。各都道府県政令市が、「**教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について（通知）**」に基づき、工夫・改善に取り組んだ様子が窺える。

2. 職務に応じた研修の実施状況

(1) 管理職研修

図2は管理職等研修の実施状況である。

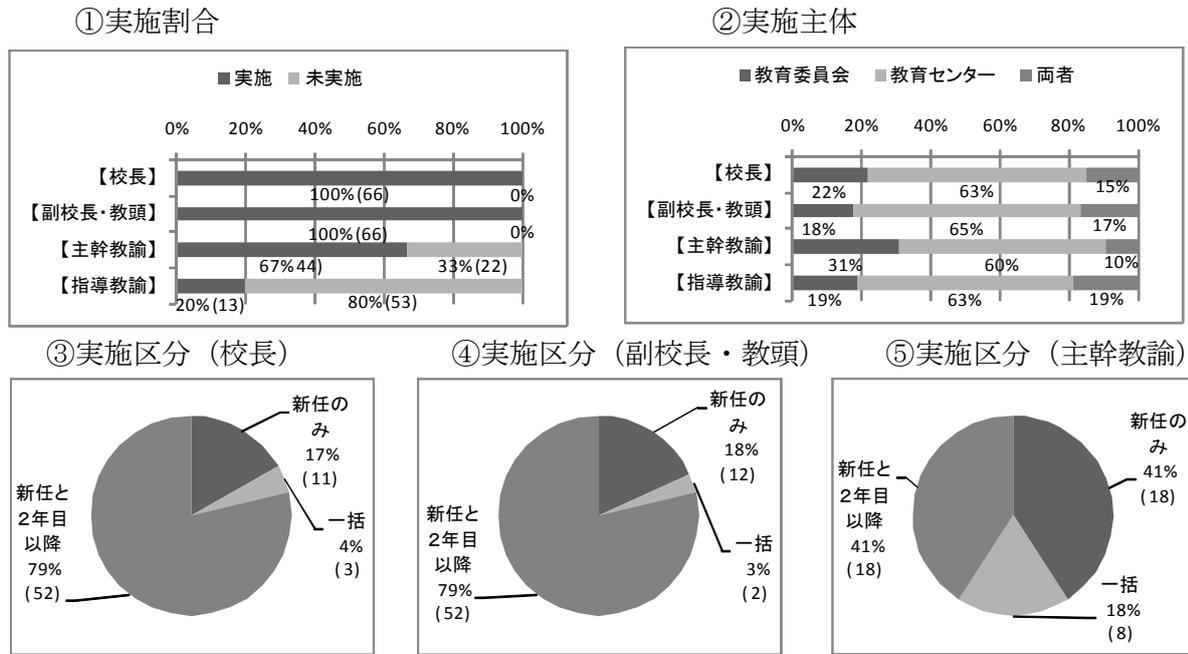
①は、管理職等を対象にした研修の実施割合を表したグラフである。校長を対象とした研修、副校長・教頭を対象とした研修を実施している都道府県政令市は、ともに100%（66）で、すべての都道府県政令市で実施している。管理職の資質向上とリーダーシップの育成が強く求められている現状を反映している。また、主幹教諭を対象にした研修は67%（44）、指導教諭は20%（13）であった。主幹教諭と指導教諭については制度の導入から間もないこと、特に指導教諭については任命していない都道府県が33もあることから、実施割合が低いと考えられる。また主幹教諭には管理職名簿登載者等を充てる都道府県政令市もあり、調査には含めなかった名簿登載者研修等の名称で実施しているところもある。実際にはより高い割合になるであろうと推測できる。

②は、管理職等研修の実施主体の割合を示したグラフである。校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭について、それぞれ、教育委員会事務局が18%～31%、教育センターが60%～65%、両者が10%～19%である。経験者研修と比較すると教育委員会事務局の割合が高いが、教育センターが実施主体の中心となっていることは明らかである。

③～⑤は、管理職等研修を実施している都道府県政令市について、新任研修のみを実施している都道府県政令市、新任の区分けをせず一括した研修を実施している都道府県政令市、新任研修と2年目以降の研修とを実施している都道府県政令市の割合を算出したものである。なお、実施率の低い指導教諭は割愛した。

校長研修では、新任研修のみを実施している都道府県政令市が 17% (11)、一括した研修を実施している都道府県政令市が 4% (3)、新任研修と 2 年目研修を実施している都道府県政令市が 79% (52) であった。副校長・教頭研修では、それぞれ 18% (12)、3% (2)、79% (52) であった。約 8 割の都道府県政令市で新任とそれ以降の研修に分けて丁寧な研修を実施している。ここでも、管理職の研修を重視している様子が顕著である。

図 2 管理職等研修の実施状況



(2) 主任研修

図 3 は、学校教育法施行規則に示される主任並びにこれに準じる主任を対象にした研修の実施状況を表したグラフである。

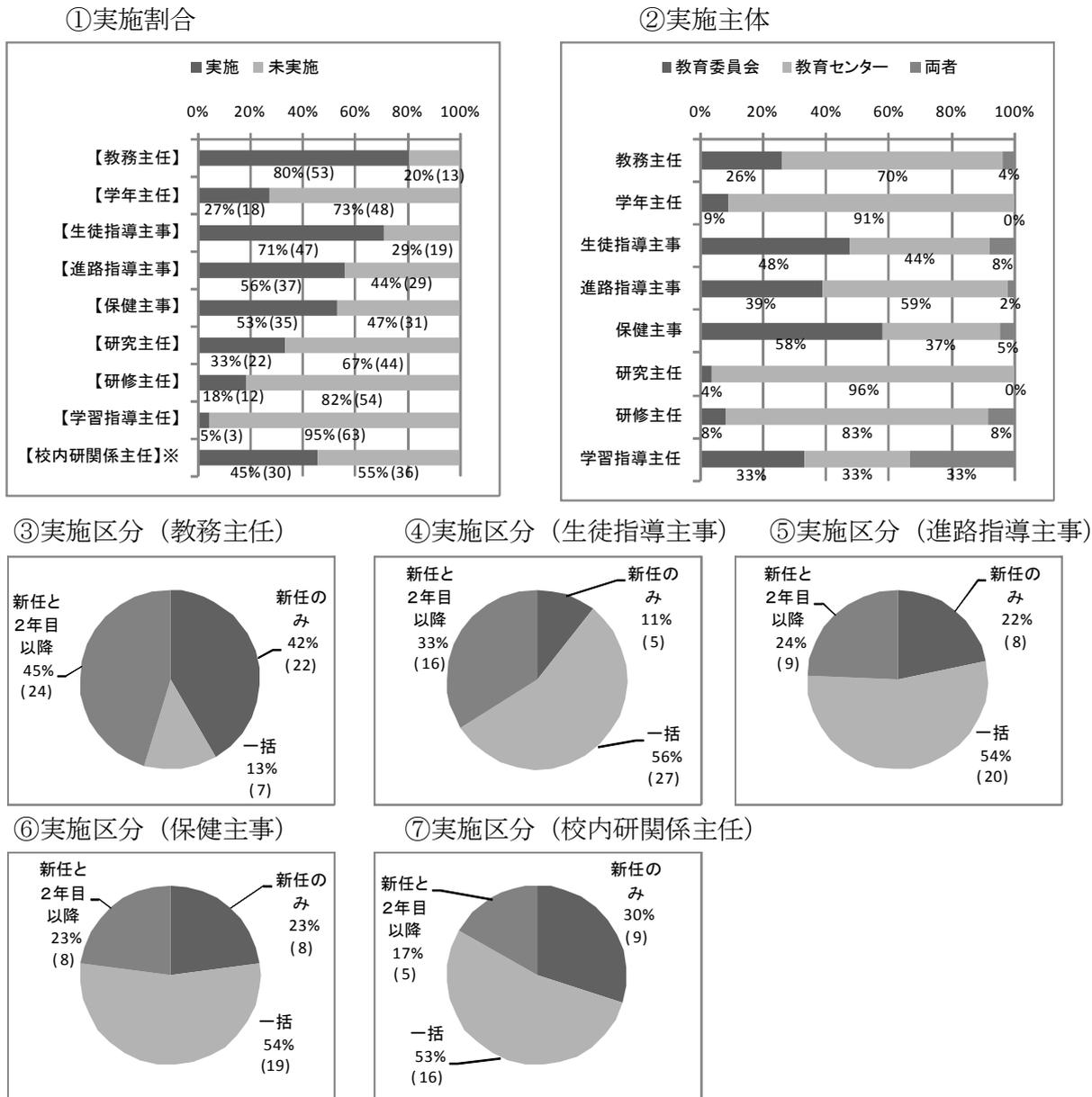
①の実施割合から、教務主任研修の実施割合は 80% (53) と比較的高いが、学年主任は 27% (18) と低い。生徒指導主事、進路指導主事、保健主事は、それぞれ 73% (48)、56% (37)、53% (35) である。また、授業研究等、教員の専門的力を高めるための校内研修を担当する研究主任、研修主任、学習指導主任は、それぞれ 33% (22)、18% (12)、5% (3) と、かなり低い状況である。この校内研修に関する 3 主任を校内研関係主任としてトータルしても 45% (30) にとどまる。校内研修については教務主任が担当する場合もあるが、校内研修・研究に対する支援が不足している状況は否めない。

②は、主任研修の実施主体の割合を示したグラフである。経験者研修や管理職研修に比べ、教育委員会事務局の割合が高い研修がある。特に、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事の各研修で教育委員会事務局の割合が高い。これらの主任業務が、教育委員会事務局の所掌事務に直接関係する職務内容であることが窺える。

③～⑦は、新任主任研修のみを実施している都道府県政令市、新任の区分けをせずに一括した主任研修を実施している都道府県政令市、新任主任研修と 2 年目以降の主任研修とを実施している都道府県政令市の割合を算出したものである。ここでは、比較的实施率の高い 4 主任と校内研関係主任の実施区分を示す。教務主任は、新任と 2 年目以降とを分けて実施している割合が 45% (24) と

高く、新任のみに特化した実施も42%（12）である。教員集団の中核をなす職務として位置付けられていることが表れている。その他の主任は、新任との区別がない一括した研修の割合が最も高い。

図3 主任研修の実施状況



(3) 養護教諭研修

図4は、養護教諭研修の実施状況を表したグラフである。

①から、養護教諭研修の実施割合は97%（64）と高く、④のとおり、新任（新規採用）と2年目以降とを分けて実施している割合が87%（55）と高い。さらに、経験年数ステージ別の実施状況を表した③から明らかなように、法定研修の対象となる一般教諭と同様の研修体系を整備しているところが多い。②から、教育センターが実施主体の割合が高いことも、一般教諭の研修と同じである。

(4) 栄養教諭等、その他の研修

図5は、栄養教諭と司書教諭、各都道府県政令市で設置している指導者等の研修実施状況である。

①から、栄養教諭の実施割合は95%（63）と高く、多くの都道府県政令市で実施しているが、司書教諭は26%（17）と低い。また、安全教育指導者等は45%～70%の実施割合である。

また、②から、栄養教諭の実施主体は教育委員会が45%と高く、生徒指導主事等と同じ割合を示している。また、他の指導者等では74%から81%と教育委員会事務局の割合が更に高く、各都道府県政令市の教育施策に沿って、これらの指導者等が設置されている状況が窺える。

図4 養護教諭研修の実施状況

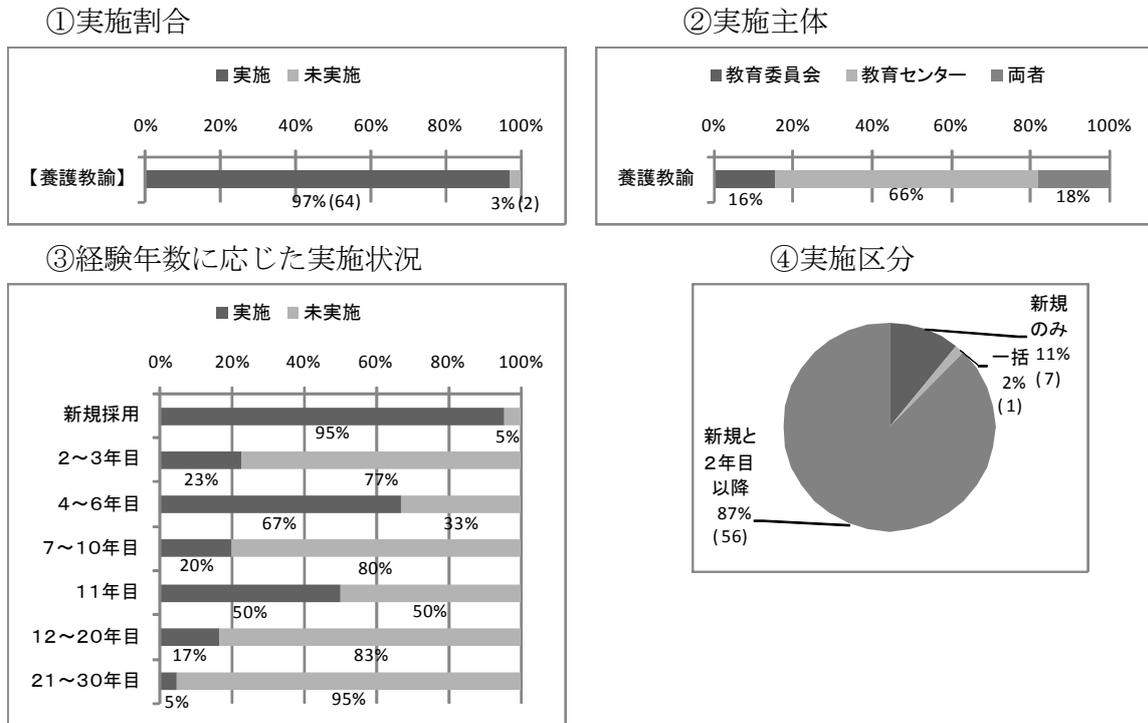
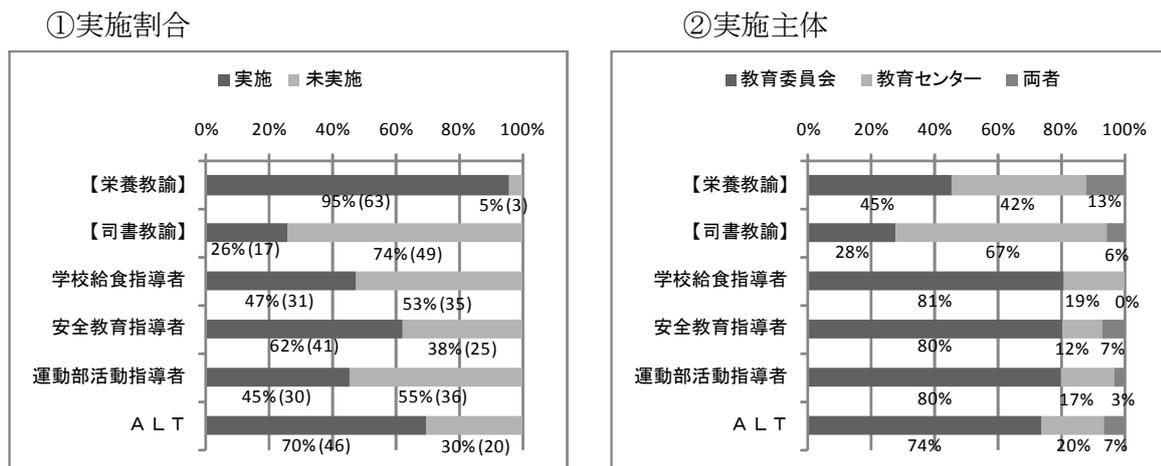


図5 栄養教諭等の研修実施状況

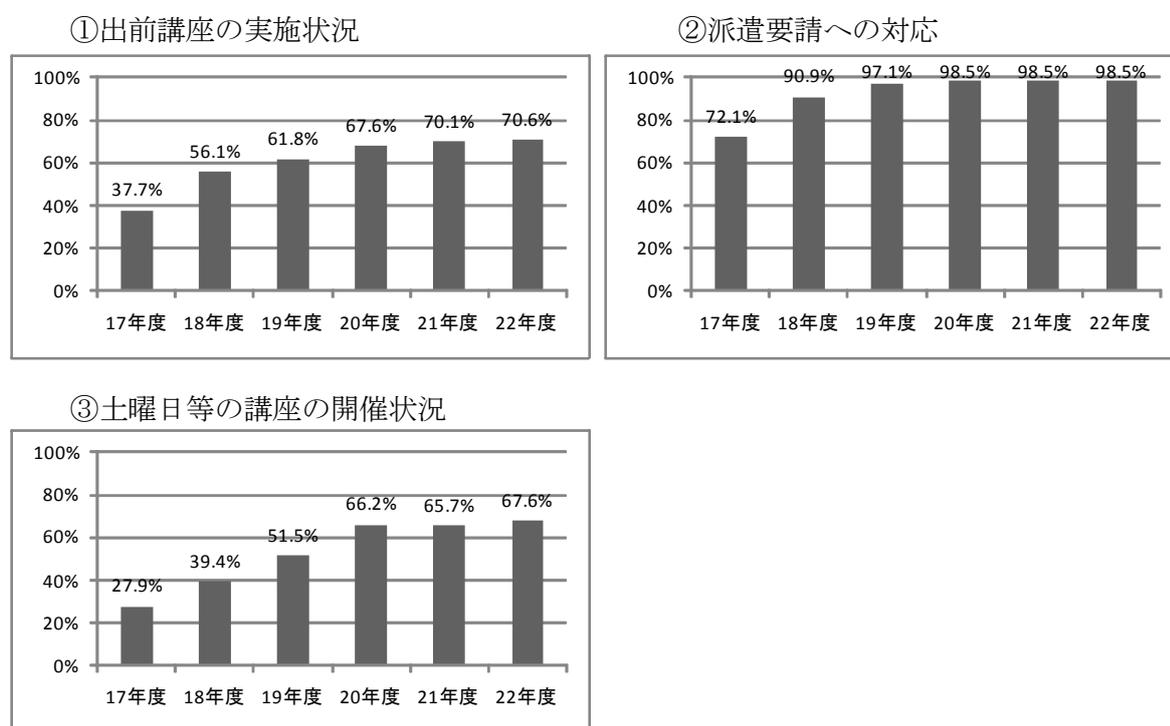


3. 学校・教員のニーズに対応した研修体制

全教連で毎年実施している教育課題調査の中に、都道府県政令市立の教育センター並びに教育研究所の「出前講座事業の実施の有無」と「学校からの派遣要請への対応の有無」、「土曜日等の教員研修講座の開催の有無」の項目がある。図6は、この回答に対する平成17年度から22年度の経年変化を示したものである。これによれば、教育センター事業としての出前講座は、ほぼ70%の実施率で推移している。また学校からの派遣要請に対しては、ほぼすべての教育センターで実施している状況である。土曜日等の教員研修講座の開催は、65%前後で推移している。

多くの都道府県政令市の教育センター・教育研究所が、時代に応じた研修体制を整備している。

図6 派遣研修、土曜講座の実施状況



4. まとめ

このたびの分析で、都道府県政令市教育委員会が実施している経験年数に応じた研修体系と職務に応じた研修の全国的な実施状況が明らかになった。

経験年数に応じた研修体系は、法定研修を含めてすべての都道府県政令市で整備されているが、2～3年目の若手教員の育成と20年目以降のベテラン教員の研修の実施状況は、不十分な教育委員会が多い。また、岩手県の授業力向上研修のように、教員免許更新研修と法定研修を含む経験者研修とを統合し、研修体系を大幅に改編している教育委員会がある。他の教育委員会が今後どのように研修体系を改編していくかを見守る必要がある。

職務に応じた研修については、校長や副校長、教頭などの管理職研修はすべての都道府県政令市が実施しているものの、主幹教諭、指導教諭の研修は不十分な状況となっている。

また、学校への出前講座や土曜日の講座開設等、教員のニーズに対応した研修の実施率は、やや停滞傾向にあるが、校内研修への指導主事の派遣体制は、ほとんどの都道府県政令市で確立されている。

このたびの分析で、全国の都道府県政令市における経験者研修、職務研修、学校・教員のニーズに対応した研修の体系整備は、ほぼすべての教育委員会が実施しているものと、教育委員会により実施率が異なるものがあることが明らかになった。今後は、その要因分析と各教育委員会の諸条件に即した研修に関する条件整備のあり方を明らかにするための分析の必要性があると思っている。

参考・引用文献

- ・国立教育政策研究所 「教員の質の向上に関する調査研究（二次報告書）」 2009年3月
- ・全国教育研究所連盟 「教育課題調査結果」 2005年～2010年版

(受理日：平成23年3月15日)

資料2 経験者研修等日数表

(全国教育研究所連盟「都道府県・指定都市経験者研修日数調査」より)

No.	都道府県	法定研修													法定外の経験者研修														
		初任者研修					10年経験者研修								2年目研修					3年目研修									
		校外研修					校外研修				校外研修				校外研修														
		教育委員会	教育センター	事務所	市町村	その他	(共通受講)		(選択受講)		校外研修計	校内研修計	対象者経験年数	教育委員会	教育センター	事務所	市町村	その他	校外計	対象者経験年数	教育委員会	教育センター	事務所	市町村	その他	校外計			
1	北海道		23		23	(3)	300h		9		9		4		4	13	20												
2	青森県	12	12	1	25	(4)	300h		5	3	8		4		4	12	15												
3	岩手県	14	8	3	25	(3)	300h		0	7	7				3	3	10	20											
4	宮城県	1	8	5	2	2	18	(4)	150h	0.5	4.5	5	10	*	*		15	15	1	3	1	3		7	2				
5	秋田県	1	14	5	5	25	(3)	150h		5	2	7	(1)		3	3	10	20											
6	山形県	2	8	8	2	20	(5)	180h		3	2	3	8		2	2	10	15											
7	福島県	13		12	25	(6)	180h		5		2	7	(3)			3	10~	15~											
8	茨城県	20	0	2	22	(3)	300h		6		6		4		4	10	15												
9	栃木県	21	3	1	25	(5)	300h		5	1	3	9		1	1	10	15												
10	群馬県	21	3	1	25	(2)	300h		8	2	10		0		0	0	10	10											
11	埼玉県	20	2	3	25	(3)	300h		7		7		4		4	11	20												
12	千葉県	22	3		25	(3)	300h		4		4		4		2	6	10	15~20											
13	東京都	10			16	(3)	180h		8		8		2		2	10	15	1	2			2	3	2	2		2		
14	神奈川県	9	16		25	(2)	300h		4	8	12		3		3	15	20			2		3	1			4			
15	新潟県	8	15	2	25	(3)	180h~		8		8		4		4	12	15												
16	山梨県	19	6		25	(4)	300h		7	2	1	10					20												
17	静岡県	14	1	7	22	(2)	300h~		3	1	5	9	(1)	4		4	(1)	13	20										
18	長野県	2~6	13	2	25	(5)	300h		3	1	4		1~2		3~5	6	10	20											
19	富山県	19	6		25	(3)	300h かつ100日以内		4~5		3	7~8			5~6	13	15												
20	石川県	25		0~1	25	(4)	300h		13		13					13	20	1	2			2		2		2			
21	福井県	19		4	25	(5)	300h		2		3	5		2~4	3	0~2	7	12	15										
22	岐阜県	3	10	4	8	25	(4)	180h		2	2	4			6	6	10	20	1	1	2		3						
23	愛知県	10	5	5	10		150h~		6	5	11		2		2	13	15~20												
24	三重県	16			9	25	300h		8		8		2		2	10	15												
25	滋賀県	21		4	25		300h		8	1	9		1		1	10	20	1	3			3							
26	京都府	24	1		25		300h		6		6		1~4		1~4	7~10	15	1	3			3							
27	大阪府	15		10	25		300h		7		7		4	2	2	8	15	20	2	3			3						
28	兵庫県	25			25	(4)	300h		2		2		13		13	15													
29	和歌山県	1	11	4	2	18	(2)	300h		6	3	9		0~2	2~4	0~2	4	13	20	1	2		2	4		2	2	1	3
29	奈良県	19		2	4	25	(2)	300h		6		6		4		4	10	15											
31	鳥取県	17		5	22	(2)	180h		9		9		3		3	12	15	1	2				1						
32	島根県	19			19	(4)	150h		8		8		7		7	15	15			2		5				5			
33	岡山県	25			25	(3)	180h		3		3		7		7	10	16~20												
34	広島県	8	10	7	2	27	(4)	180h		11		11		4		4	15	20	1	4			4		2	5	5		
35	山口県	1	11		8	20	(4)	180h		8		8		1		3	4	12	20	1	2			2	1				
36	徳島県	24			24	(3)	180h		2		2		10		10	12	20			2		1					1		
37	香川県	15	5		20	(4)	300h		11		11		2		2	13	20	1	4			4	2						
38	愛媛県	4	6	10		20	(3)	210h		1	7	3	11		2		13	18~	1		5		5						
39	高知県	17	5		22	(2)	300h		11		11		1		1	12	20	1	4				1						
40	福岡県	3	9		2	14		200h		5	2	7		4		4	11	10~15	1		3		3		2	1	1	2	
41	佐賀県	4	13	7	1	25	(3)	210h		3	2	2			6	6	13	20											
42	長崎県	10		15		25	(4)	300h		2	4	6		5		4	9	15	16	1	2		2	2	2		2		
43	熊本県	6	4	10	2	22	(6)	120h		2	1	3		5	4		9	12	20										
44	大分県	4	13	5	3	25	(5)	300h		6	3	9		1	2		3	12	15										
45	宮崎県	12	6	5	23	(3)	300h		8	1	2	11		1		1	12	15	1	2		2	2	2	1		1		
46	鹿児島県	3	17		20	(4)	170h		2		10	12		3		3	15	17	1	1		1	5日5h	2					
47	沖縄県	1	4	16	3	24		180h		6	12	18		6	1		7	25											
e1	札幌市	25			25	(3)	300h		7		7		5		5	12	20												
e2	仙台市	20			20	(2)	300h		8		8		1		2	3	11	15~											
e3	さいたま市	25			25		300h		13		13				4	4	17	18	1	4			4	1					
e4	千葉市	25			25	(5)	300h		5		5		8		8	13													
e5	横浜市	25			25	(3)	300h~		7		7		6		6	13	18	1	2			2	3	2	2		2		
e6	川崎市	25			25	(4)	180h		15		15					15	20	1	5			5							
e7	相模原市	18			18	(3)	210h~		10		10		3		3	13	20	1	3			3	3	2	3		3		
e8	新潟市	25			25	(3)	180h		10		10		2		2	12	15	1~4	2			2							
e9	静岡市	22			22	(5)	180h~		8		8		5		5	13	13~												
e10	浜松市	22			22	(2)	300h		10		10		4		4	14	20	1	2			2							
e11	名古屋市	21			21	(3)	300h		11		11		2		2	13													
e12	京都市	22			22	(4)	300h		10		10		5		5	15	20	1				3	2	4			4		
e13	大阪市	22		3	25		300h		4		6	10		5		5	15	20	1	5			5						
e14	堺市	20			20		240h		13		13		2		2	15	20	1	5			5	40h	2					
e15	神戸市	25			25	(2)	300h		8		8		5		5	13	17	1	2			2	3			3			
e16	岡山市	25			25	(4)	180h		3		3		10		10	1													

